

飯南町子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

飯南町

目次

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画策定の趣旨	2
3 計画策定の時期及び計画期間	3
4 計画の対象	3
5 計画の策定体制・位置づけ・法的根拠	4
6 子ども・子育て支援法におけるサービスの類型	5
第2章 飯南町の子ども・子育てに関する現状と動向	8
1 人口、児童数に関する現状と動向	8
2 飯南町の世帯に関する状況	13
3 保育・教育施設の利用状況	14
4 地域子ども・子育て支援事業の実施状況	16
5 アンケート調査結果から見た子育てに関する実態と意向	18
第3章 飯南町次世代育成支援行動計画の総括	29
1 飯南町次世代育成支援行動計画の目標と施策	29
2 飯南町次世代育成支援行動計画の評価と課題	30
第4章 計画の基本的な考え	33
1 子ども・子育て支援事業計画の基本理念	33
2 基本目標と分野別施策の展開	34
目標1 地域における子育ての支援	34
目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	36
目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	38
目標4 子育てを支援する生活環境の整備	40
目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進	41
目標6 子ども等の安全の確保	42
目標7 要保護児童への対応等きめ細かな取組みの推進	43
3 子ども・子育て支援の意義	44
第5章 子ども・子育て支援サービスの見込み量	45
1 教育・保育提供区域の設定	45
2 教育・保育提供体制の確保	46
3 教育・保育施設の一体的提供の推進	54
4 教育・保育の質の向上へ向けた取組み	54
5 安心して子育てができる環境づくりをめざして	55
6 ワークライフバランスの実現へ向けての取組み	56
第6章 計画の推進	57

1 計画の推進体制	57
2 計画の点検・評価・改善	57

第 1 章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

■計画策定に至るまでの経緯

国では平成 24 年 8 月に待機児童の解消や幼教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度を実施するため「子ども・子育て支援法」を柱とした「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。

この関連 3 法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から施行されることになり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになり、それに基づき「飯南町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

■飯南町の次世代育成対策

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年）に基づいて、都道府県、市町村及び一定規模の事業主に次世代育成支援対策推進行動計画の策定が義務付けられ、本町でも次世代育成支援行動計画を策定してきました。

次世代育成支援対策推進法に基づき、飯南町では、前期 5 年間（平成 17～21 年度）の次世代育成支援行動計画を策定しました。また、平成 21 年度においては、前期 5 年間の達成度を踏まえ、後期 5 年間（平成 22～26 年度）の後期計画を策定し、**みんなで育む子どもの笑顔—この町で子どもを育てたい—**という基本理念のもと、次世代育成支援対策を進めてきました。

我が国の多くの地方自治体では、人口減少・少子高齢化が進み、将来の存続さえも危ぶまれる地域も出現しています。

今や子育てをしやすい地域づくりを進めることにより、少子化を克服して子どもたちの笑顔が多く見られるようなまちづくりはこれからの重要な課題です。

また、次世代育成支援対策推進法が 10 年の延長となったことを踏まえ、子ども・子育て支援事業計画においても、次世代育成支援行動計画の内容を再度見直し、計画に反映していきます。

2 計画策定の趣旨

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけています。

併せて、本計画を「飯南町次世代育成支援行動計画」の後継計画として位置づけます。

本計画は、子ども・子育て支援法等の関連の法律、本町の総合計画やその他の関連計画、関連分野との調和を可能な限り図り、策定します。

【子ども・子育て支援の意義に関する事項】

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困等社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得等、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

<子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針>

3 計画策定の時期及び計画期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。

計画期間中にそれまでの成果と課題等を踏まえて見直し、新たに次期 5 年間の計画を策定します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度～
本計画						
次期計画					見直し	

4 計画の対象

計画の対象は、基本的に、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭とします。

施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせる等、柔軟な対応ができるよう努めます。

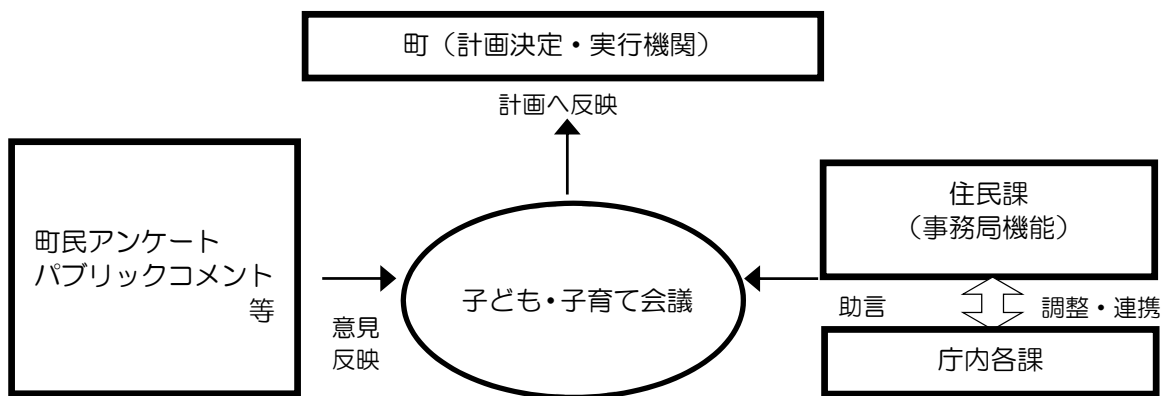
5 計画の策定体制・位置づけ・法的根拠

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「飯南町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行います。

現状に関する気づきや意見を伺うため、計画案のパブリックコメントを実施します。

また、飯南町子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とすることや、住民の子育てニーズを把握することを目的として、就学前児童及び小学生を対象とするニーズ調査アンケートを実施しました。



(2) 計画策定の位置づけ

子ども・子育て関連3法による新制度への移行に伴い、本町が策定すべき「子ども・子育て支援事業計画」の策定趣旨は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要であり、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現する。」と位置づけます。

また、本事業計画は次世代育成支援対策の継続的な推進のため有効期限が延長された次世代育成支援対策推進法の行動計画（すこやか親子21を含む）と一体のものとして位置づけます。

(3) 法的根拠

本事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するものであり、町で策定した以下の関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定するとともに、今後策定される予定の計画について可能な限り整合を図ります。

また、計画の推進にあたっては、上位計画である飯南町総合振興計画の基本指針の下、町の策定する他の計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。

【上位計画】 飯南町総合振興計画

【関連計画】 健康ないいなん21（健康増進計画・食育推進計画）

6 子ども・子育て支援法におけるサービスの類型

制度は大きく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。また、「教育・保育給付」は、県認可の「施設型給付」と市町村認可の「地域型保育給付」に分かれます。

子ども・子育て支援法	子どものための教育・保育給付	施設型給付	1. 幼稚園	公立幼稚園 新制度への移行を選択する私立幼稚園
			2. 公立認可保育所	
			3. 認定こども園	幼保連携型認定こども園
				幼稚園型認定こども園
				保育所型認定こども園
				地方裁量型認定こども園
			地域型保育給付	4. 小規模保育
	5. 家庭的保育			
	6. 居宅訪問型保育			
	7. 事業所内保育			
	地域子ども・子育て支援事業	1. 時間外保育事業（延長保育事業）		
		2. 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）		
		3. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		
4. 地域子育て支援拠点事業				
5. 一時預かり事業				
6. 病児・病後児保育事業				
7. ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)				
8. 妊婦健診事業				
9. 乳児家庭全戸訪問事業				
10. 養育支援訪問事業				
11. 利用者支援事業（新規）				
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）				
13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）				
子ども・子育て支援法適用外		私立認可保育所（委託費を支弁） 新制度への移行を選択しない私立幼稚園 （私学助成・幼稚園就園奨励費補助を支弁）		

■子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

■施設型給付

施設型給付の対象事業は「認定こども園」「幼稚園」「認可保育所」等の教育・保育施設です。町が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

■地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、町による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類があります。

■地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、町が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

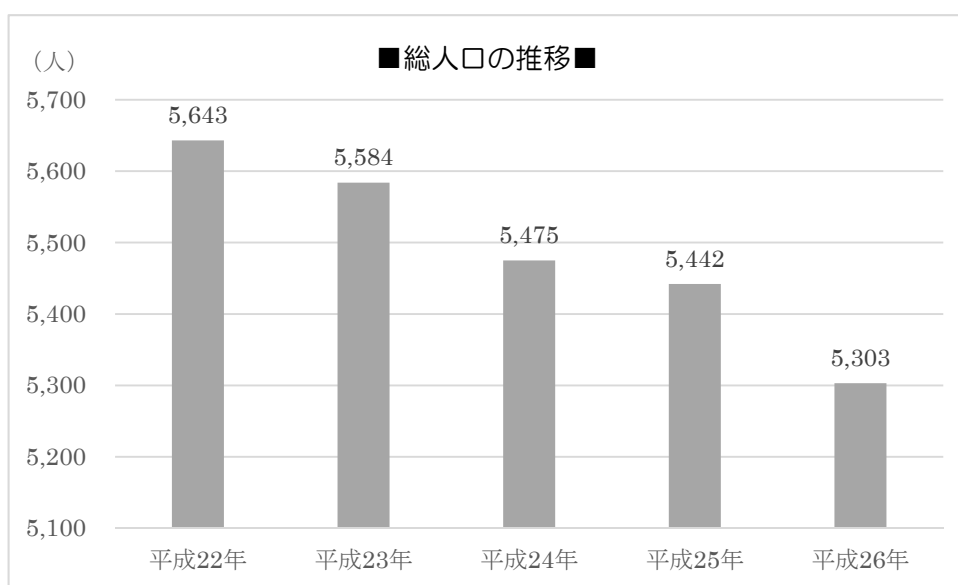
この事業は、新規事業を含め子ども・子育て支援法で13事業に定められています。また、町では必要に応じて13事業以外にも独自の施策を検討・実施していきます。

第2章 飯南町の子ども・子育てに関する現状と動向

1 人口、児童数に関する現状と動向

(1)人口の推移

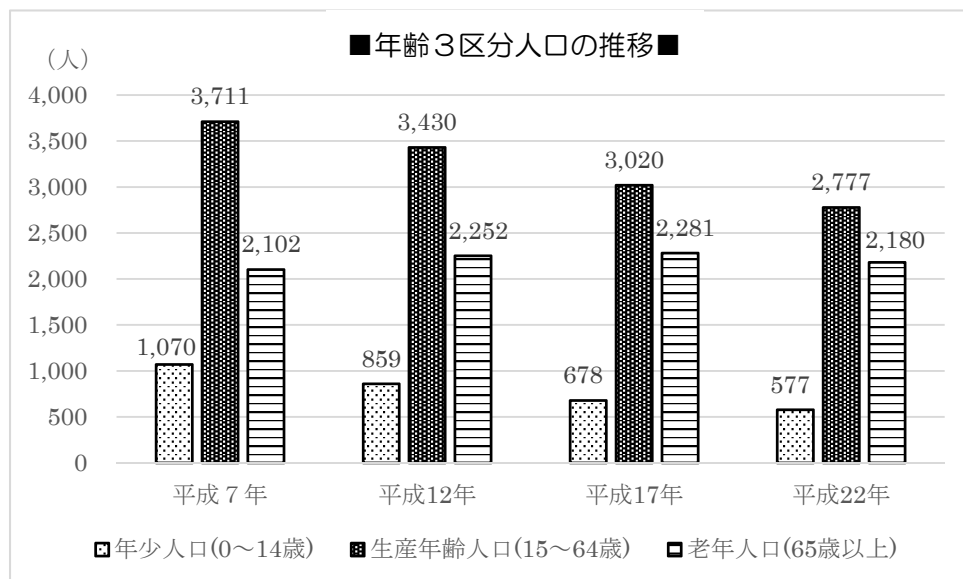
本町の総人口は、年々減少してきており、平成26年には平成22年と比べ6.0%の減少となっています。



(資料：住民基本台帳)

(2) 年齢3区分人口の推移

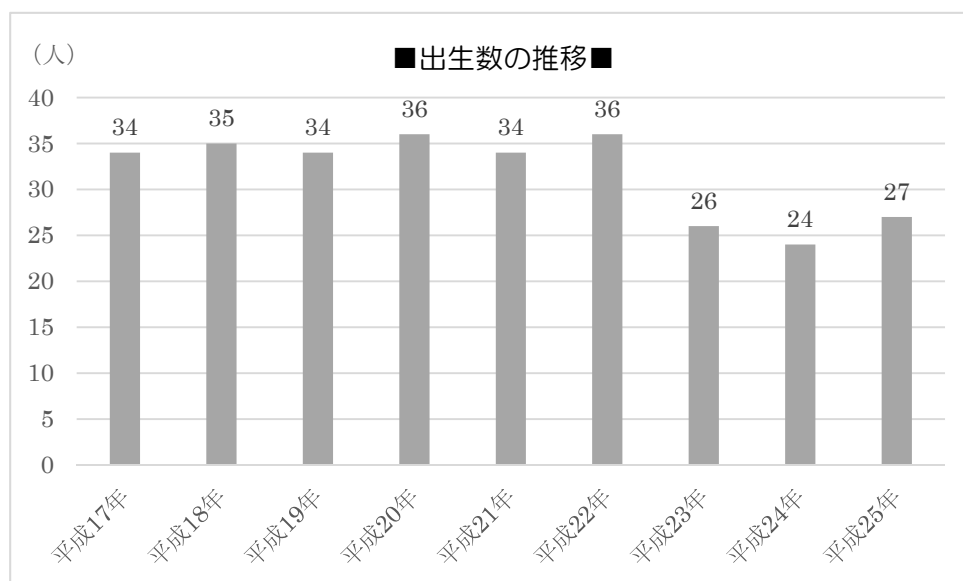
人口を国勢調査結果の0～14歳（年少人口）・15～64歳（生産年齢人口）・65歳以上（老年人口）の3区分で見ると、老年人口は、横ばいで推移していますが、年少人口と生産年齢人口が年々減少しており、少子化が進んでいることがわかります。（平成7年と平成12年は、旧赤来町と旧頓原町の合計）



（資料：国勢調査）

(3) 出生数の推移

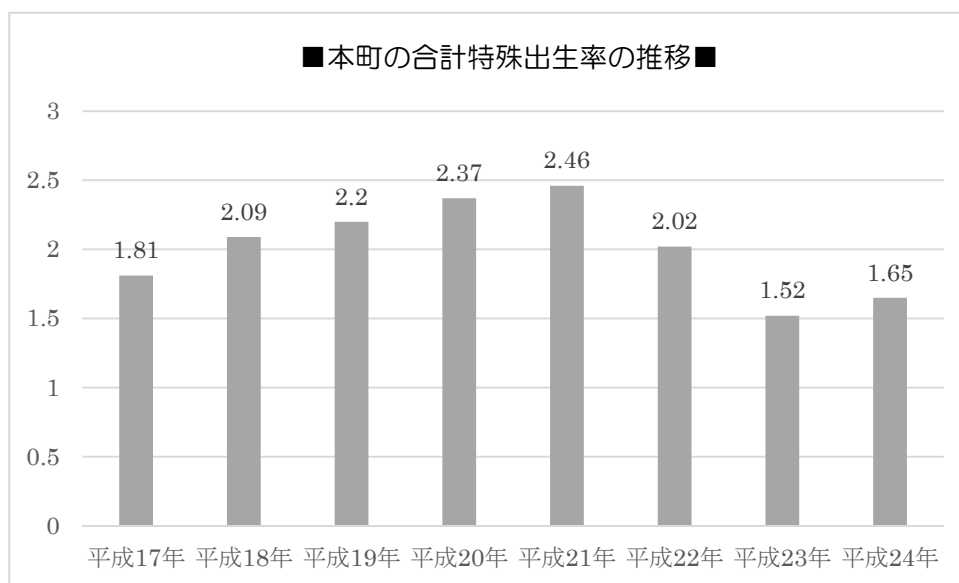
本町の出生数は、平成22年までは横ばいで推移していましたが、平成23年からは減少に転じており、今後の少子化が懸念されます。



（資料：町資料）

(4) 本町の合計特殊出生率の推移

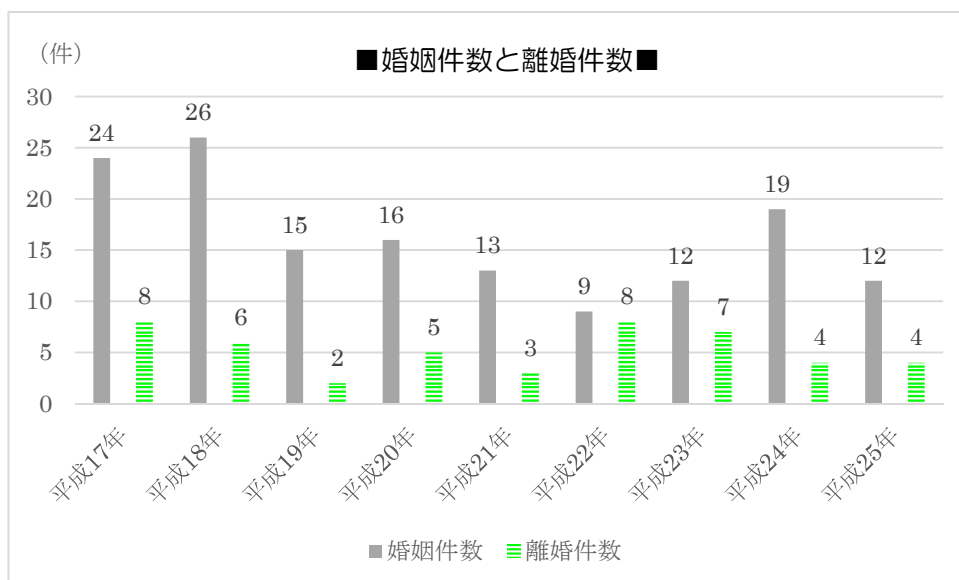
一人の女性が一生に産む子供の平均数を示す本町の合計特殊出生率は、平成21年には2.46まで増加しましたが、平成23年には人口の維持の基準である2.0を下回り、人口の自然減へと転じています。



(資料：町資料)

(5) 婚姻件数、離婚件数

本町の婚姻件数の状況は、増減を繰り返しながらも全体として減少傾向となっています。また、離婚件数は、毎年5件前後で推移しています。



(資料：町資料)

(6) 乳幼児・児童数

就学前児童数は、210人前後で推移していましたが平成25年には200人を割り込みました。
小学生児童数は緩やかに減少しており、平成25年には234人となっています。

乳幼児・児童数(人)	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0歳	37	24	34	32	22
1歳	36	41	26	36	32
2歳	44	33	40	31	37
3歳	30	45	35	38	33
4歳	38	29	51	37	42
5歳	33	35	28	49	32
小計	218	207	214	223	198
6歳	34	35	38	33	51
7歳	44	32	35	34	26
8歳	52	44	35	37	39
9歳	37	54	47	38	37
10歳	44	36	55	46	34
11歳	40	43	37	49	47
小計	251	244	247	237	234
合計	469	451	461	460	432

(住民基本台帳)

(7)児童人口の推計

平成 21 年から平成 25 年の男女別 1 歳ごとの児童人口（住民基本台帳）に基づいて、平成 27 年から平成 31 年の計画年の児童人口をコーホート変化率法により推計しました。

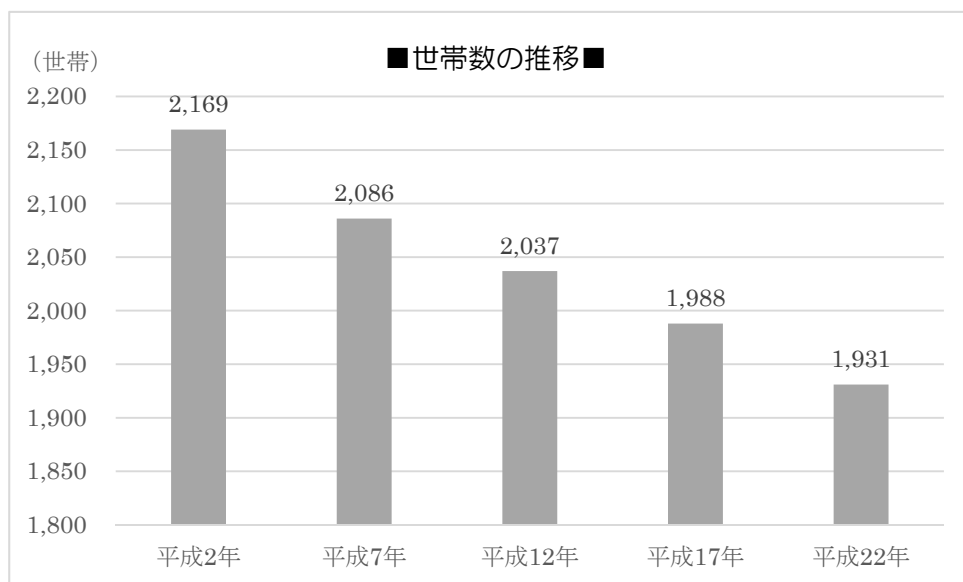
その結果によると、就学前人口、小学生人口ともに年々減少していくことが予測されています。

推計児童数 (人)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳	28	26	26	25	26
1 歳	28	28	26	26	25
2 歳	22	28	28	26	26
3 歳	35	24	30	30	28
4 歳	44	39	27	34	34
5 歳	32	38	34	24	30
小計	189	183	171	165	169
6 歳	39	34	40	36	26
7 歳	27	31	27	31	28
8 歳	46	31	35	31	35
9 歳	31	48	32	36	32
10 歳	35	27	41	28	31
11 歳	34	36	28	43	30
小計	212	207	203	205	182
合計	401	390	374	370	351
平成 25 年度比	92.8%	90.3%	86.6%	85.6%	81.3%

2 飯南町の世帯に関する状況

(1) 世帯に関する状況

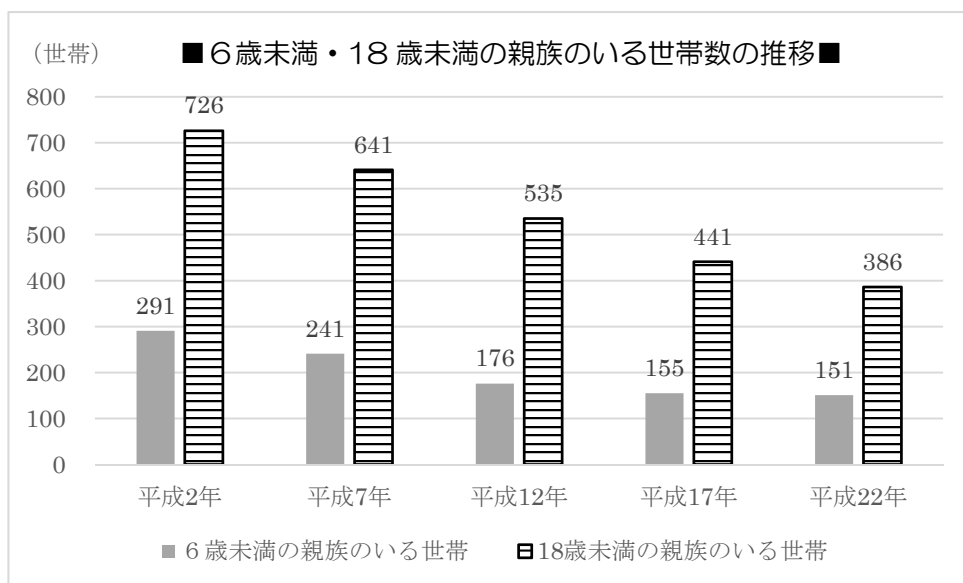
世帯数は、年々減少傾向にあり、平成2年から平成22年の20年間に238世帯の減少(△11.0%)となっています。(平成2年から平成12年は、旧赤来町と旧頓原町の合計)



(資料：国勢調査)

(2) 子どものいる世帯の状況

6歳未満の子どものいる世帯数、18歳未満の子どものいる世帯数ともに年々減少しています。特に18歳未満の子どものいる世帯数は平成2年と比べ、平成22年には53.1%となっており、半数近くまで減少しています。(平成2年から平成12年は、旧赤来町と旧頓原町の合計)



(資料：国勢調査)

3 保育・教育施設の利用状況

(1) 保育の利用状況

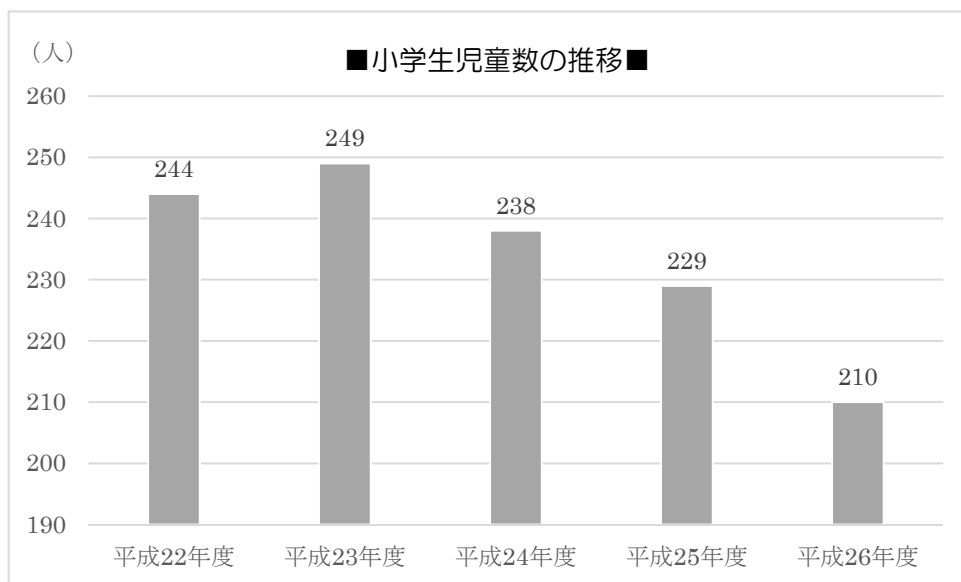
本町には保育所は赤名保育所、来島保育所、桜ヶ台保育所、さつき保育所の4施設があり、平成26年4月現在は161名の児童が保育所へ通っています。保育所全体としての入所率は59.6%と、待機児童となる児童を出すことのない余裕のある運営状況が見てとれます。

施設名	定員数(人)	入園児数(人)	入所率(%)
赤名保育所	60	54	90.0
来島保育所	60	49	81.6
桜ヶ台保育所	60	49	81.6
さつき保育所	20	9	45.0
合計	200	161	59.6

(資料：町資料)

(2) 小学生児童数の推移

町内には頓原小学校、志々小学校、赤名小学校、来島小学校の4つの小学校があり、近年の小学生児童の推移は平成23年度をピークに年々児童数が減少し、少子化が進んでいることが見てとれます。



(資料：町資料)

(3) 小学校の児童構成

小学校の児童構成は下表のようになっています。

利用者数（人）	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
1 年	33	39	26	48	33
2 年	33	34	38	25	48
3 年	44	36	34	39	23
4 年	55	47	36	34	37
5 年	33	55	46	32	33
6 年	42	34	53	43	31
特別支援教室児童数	4	4	5	8	5
計	244	249	238	229	210

（資料：町資料）

4 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することになっており、そのうち10の事業が既存事業で、「利用者支援事業」「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」が新規事業として導入されました。

1. 時間外保育事業（延長保育事業）
2. 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
3. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
4. 地域子育て支援拠点事業
5. 一時預かり事業
6. 病児・病後児保育事業
7. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
8. 妊婦健診事業
9. 乳児家庭全戸訪問事業
10. 養育支援訪問事業
11. 利用者支援事業【新規】
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

本町の地域子ども・子育て支援事業の実施状況は下表のようになっています。

町として現在実施していない事業、また新規事業に関しては、今後の町の子育て事情を踏まえながら、適宜実施を図っていきます。

事業名	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
①時間外保育事業	延べ利用者数	217	-	-	534	353
②子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	延べ利用者数	0	0	0	0	0
③放課後児童健全育成事業	登録者数	37	24	22	15	29
④地域子育て支援拠点事業	延べ利用者数	0	0	0	0	0
⑤一時預かり事業	延べ利用者数	-	-	-	211	77
⑥病児・病後児保育事業	延べ利用者数	0	0	0	0	0
⑦妊婦健診事業	実人数	44	31	31	26	22
⑧乳児家庭全戸訪問事業	実人数	39	35	32	24	25
⑨養育支援訪問事業	実人数	0	1	0	4	3
⑩幼児・親子教室	延べ利用者数	310	353	207	162	208
⑪児童家庭相談	延べ利用者数	4	3	3	7	6

(資料：町資料)

5 アンケート調査結果から見た子育てに関する実態と意向

アンケート調査結果から見る、子ども・子育てに関する現状と意向

アンケート調査の目的

「子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、町民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見等を把握するために「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

調査設計

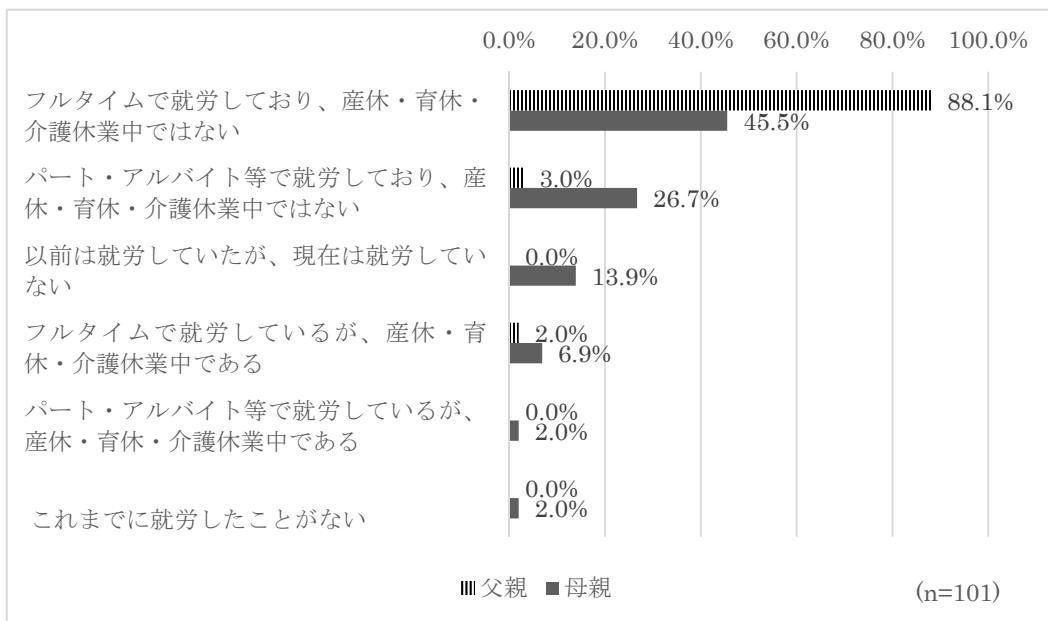
- (1)調査地域 飯南町内
- (2)調査対象 ①就学前児童調査 町内に在住の未就学児童
②小学校児童調査 町内に在住の小学生児童
- (3)回収数 ①就学前児童調査 101人（回収率 68.2%）
②小学校児童調査 126人（回収率 80.8%）
- (4)調査方法 ①就学前児童調査 郵送による配布・回収
②小学校児童調査 郵送による配布・回収
- (5)調査時期 平成 26 年 2 月
- (6)グラフの表記に（n）が出てきますが、該当する質問に対しての回答者数のことです。

【就学前児童調査】

■保護者の就労状況について

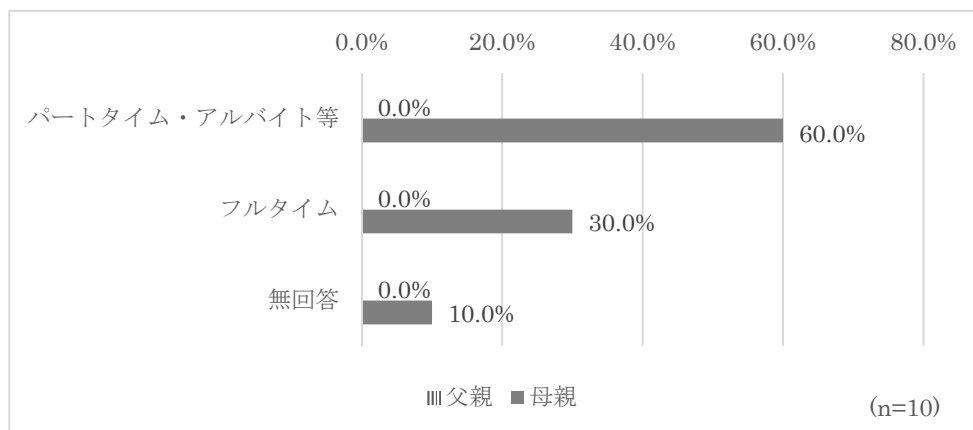
(1) 母親・父親の現在の就労状況

母親については「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が45.5%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が26.7%となっており、父親については「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が88.1%と大半を占めています。



(2) 母親・父親の希望する就業形態

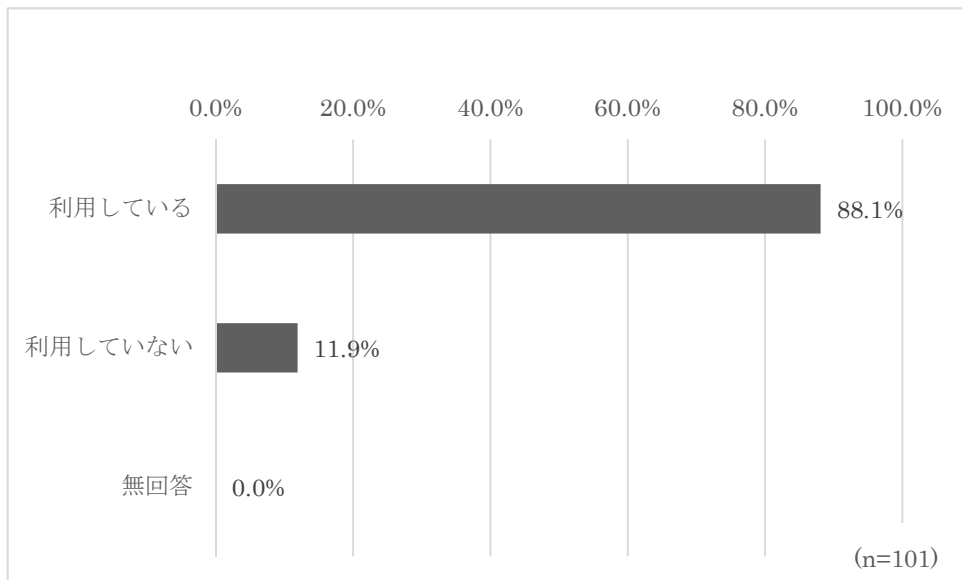
母親の希望する就労形態については、「パートタイム・アルバイト等」が60.0%と最も多く、次いで「フルタイム」が30.0%となっています。



■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

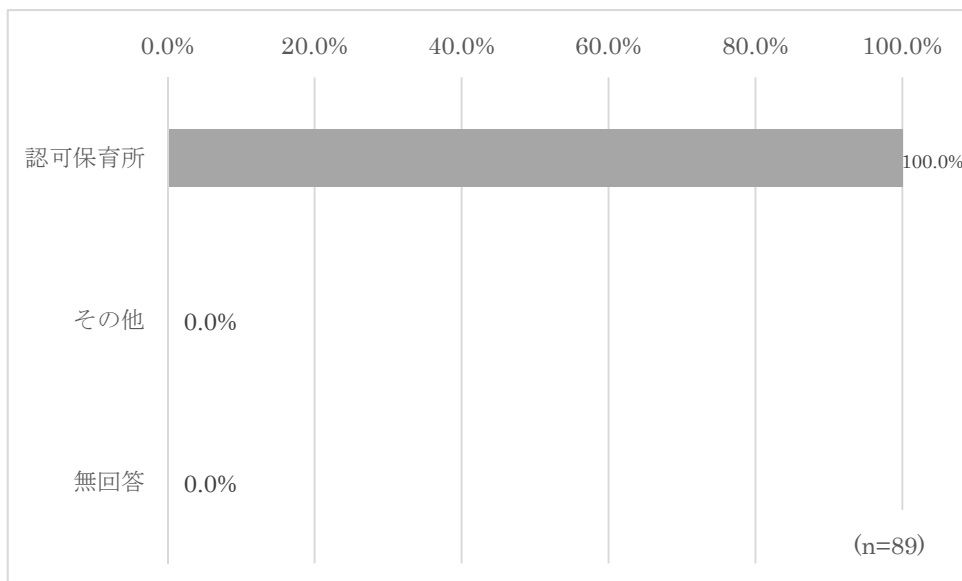
(1) 平日の「定期的な教育・保育事業」の利用の有無

お子さんの平日の「定期的な教育・保育事業」の利用の有無については「利用している」が88.1%と最も多くなっており「利用していない」の11.9%を大きく上回る結果となっています。



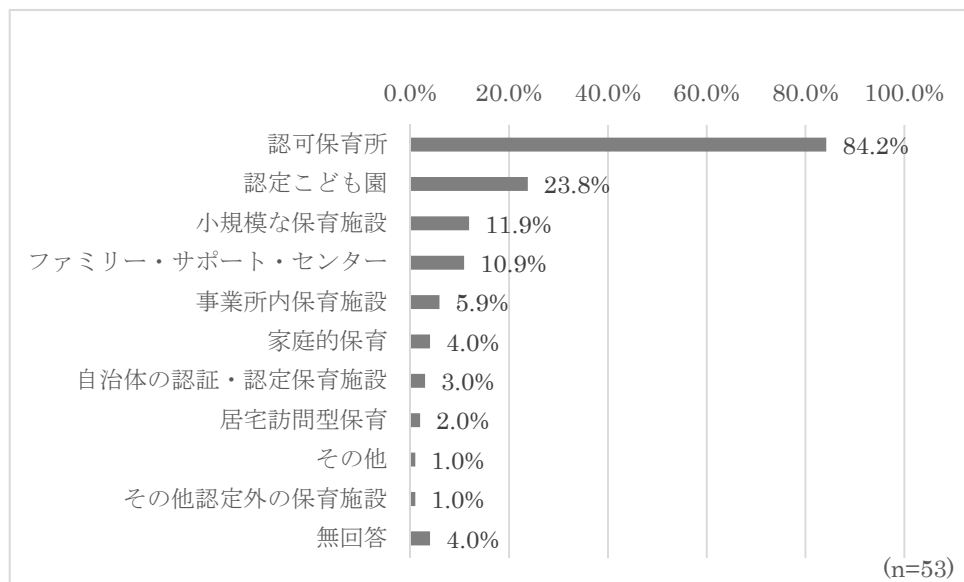
(2) 現在利用している教育・保育事業について

現在利用している事業については「認可保育所」が100.0%と、アンケート結果では、全ての子育て家庭が認可保育所を利用しているという結果になりました。



(3) 今後利用したい教育・保育事業について

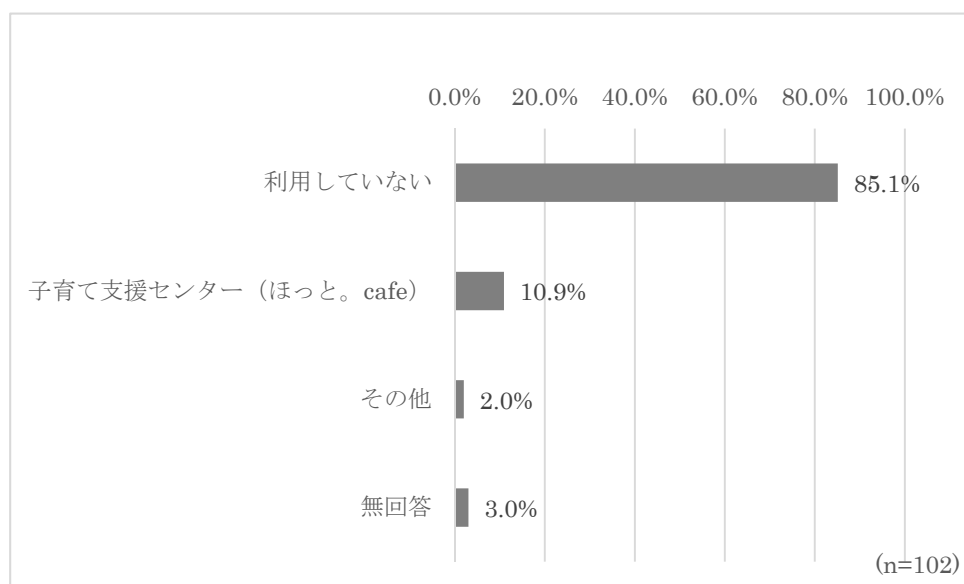
「認可保育所」が84.2%と最も多く、次いで「認定こども園」が23.8%「小規模な保育施設」が11.9%の順となっています。



■地域の子育て支援事業の利用状況について

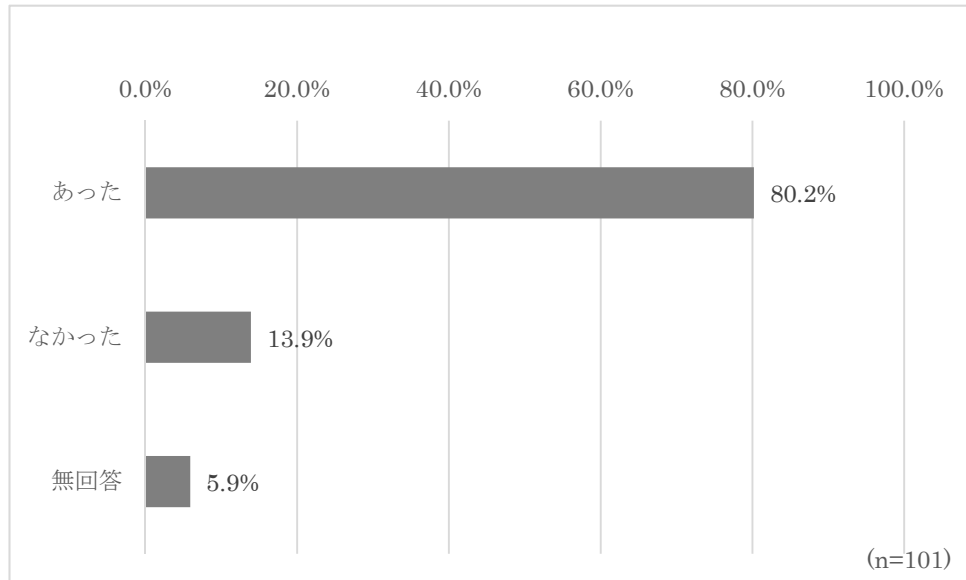
(1) 地域子育て支援拠点事業の利用の有無

地域子育て支援拠点事業の利用の有無については「利用していない」が85.1%と8割以上を占め「子育て支援センター（ほっと。cafe）」の10.9%を大きく上回る結果となっています。



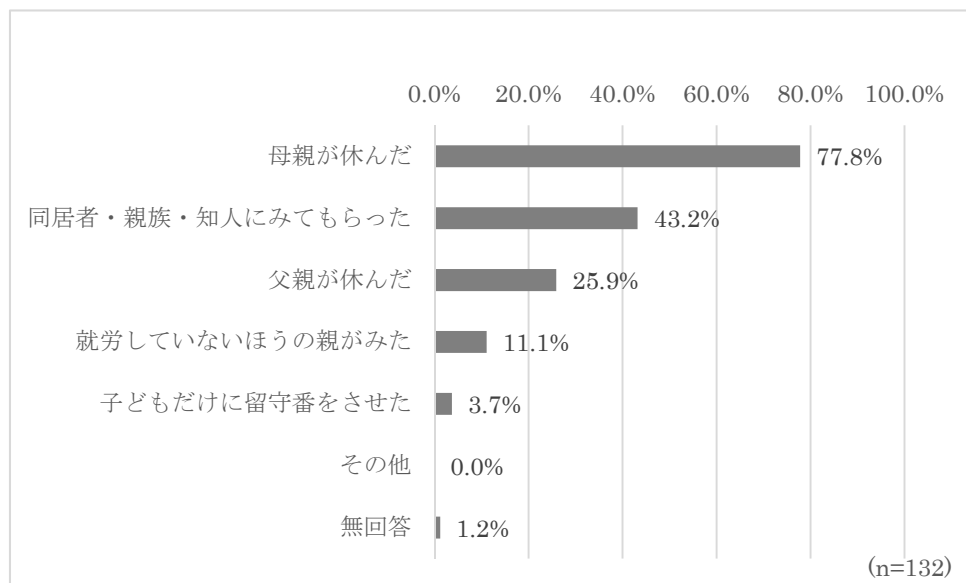
(2) お子さんが病気やケガの際、平日の教育・保育事業が利用できなかったことがありましたか

この1年間に子どもが病気やケガで平日の教育・保育事業が利用できなかったことはあったかについては「あった」が80.2%と8割近くを占め、「なかった」の13.9%を大きく上回る結果となっています。



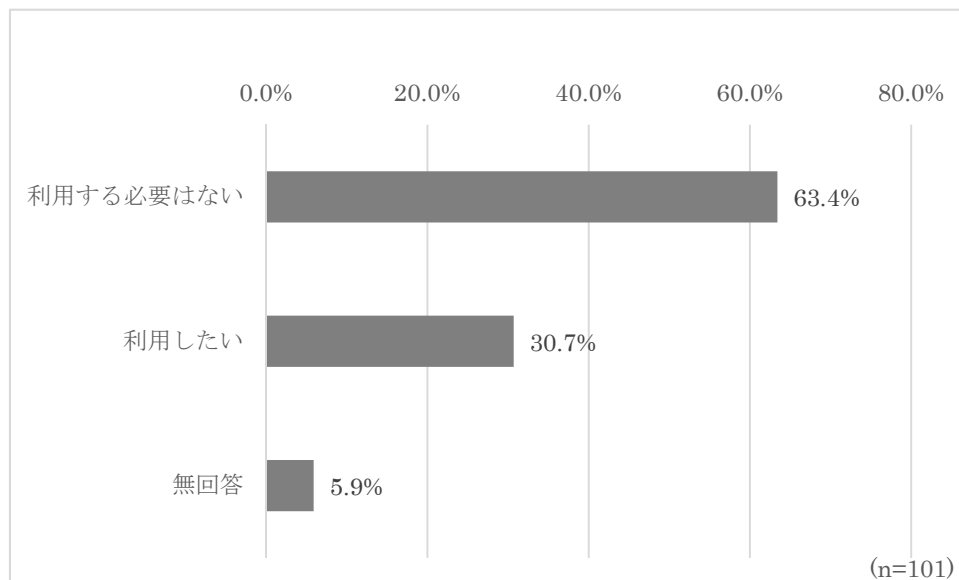
(3) お子さんが病気やケガの際、この1年間に行った対処方法について

この1年間に子どもが病気やケガの際に行った対処方法については「母親が休んだ」が77.8%と最も多く、次いで「(同居人を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が43.2%「父親が休んだ」が25.9%の順となっています。



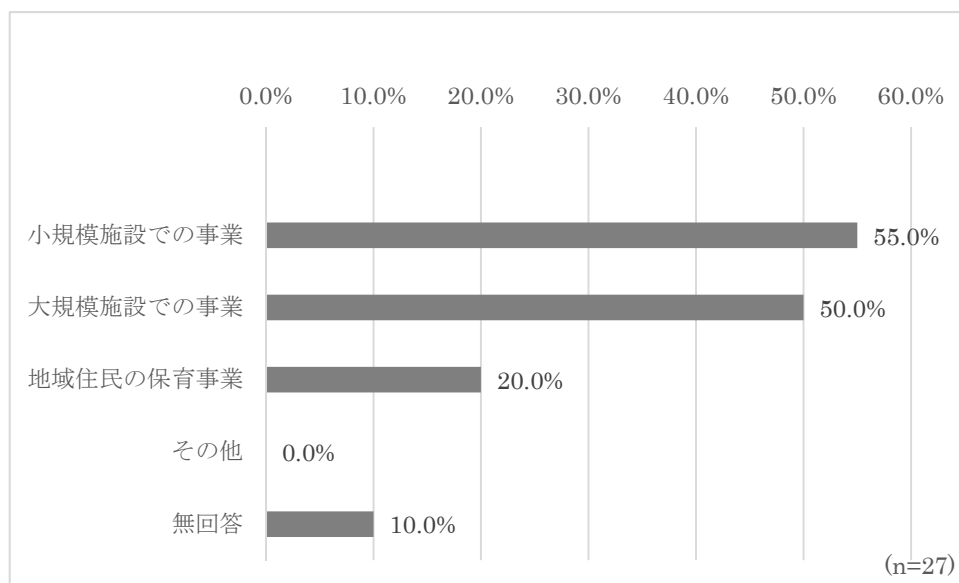
(4) 不特定の教育・保育事業の利用希望（一時預かり）について

不特定の教育・保育事業の利用希望については「利用する必要はない」が63.4%と最も多く、次いで「利用したい」が30.7%となっています。



(5) 不定期的に利用したい教育・保育事業（一時預かり）について

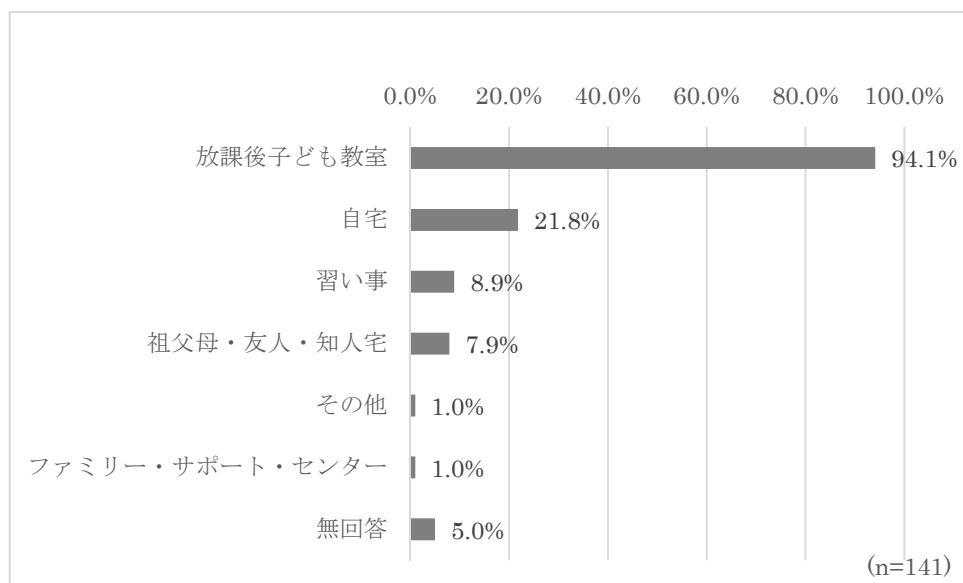
不定期的に利用したい教育・保育事業については「小規模施設で子どもを保育する事業（例：地域子育て支援拠点等）」が55.0%と最も多く、次いで「大規模施設で子どもを保育する事業（例：保育所等）」が50.0%、「地域住民が子育てで家庭等の近くの場所で保育する事業（例：ファミリーサポートセンター等）」が20.0%の順となっています。



■お子さんの小学校就学後の放課後の過ごし方について

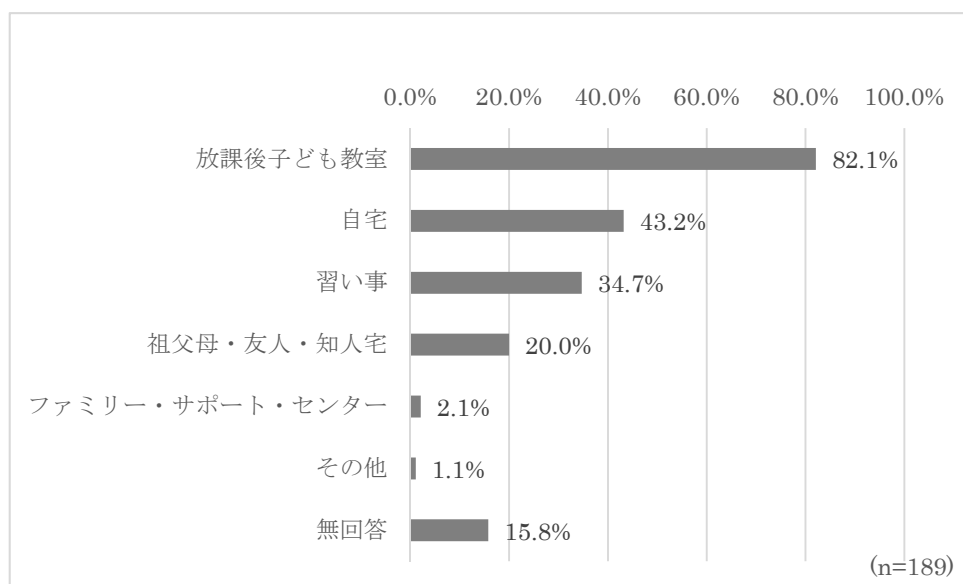
(1) お子さんが低学年のうちはどのような場所で放課後を過ごさせたいですか

お子さんが低学年のうち、放課後を過ごさせたい場所については「放課後子ども教室」が94.1%と最も多く、次いで「自宅」が21.8%、「習い事（ピアノ教室・スポーツ少年団・学習塾等）」が8.9%の順となっています。



(2) お子さんが高学年になったら、どのような場所で放課後を過ごさせたいですか

お子さんが高学年になったら、放課後を過ごさせたい場所については「放課後子ども教室」が82.1%と最も多く、次いで「自宅」が43.2%、「習い事（ピアノ教室・スポーツ少年団・学習塾等）」が34.7%の順となっています。



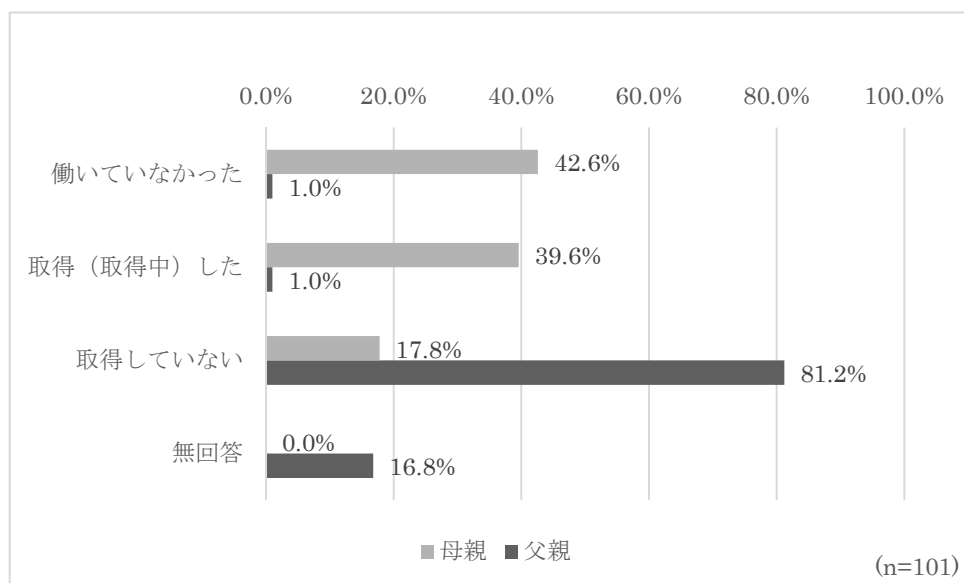
■育児休業の取得について

(1) 出産時に育児休業を取得しましたか

母親に関しては、「働いていなかった」が42.6%と最も多く、次いで「取得した(取得中である)」が39.6%、「取得していない」が17.8%の順となっています。

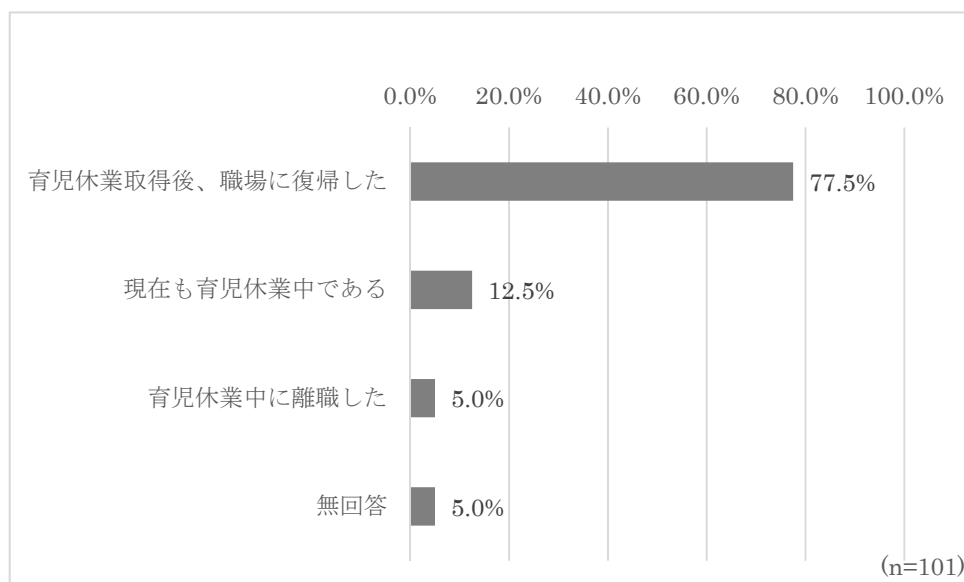
父親に関しては、「取得していない」が81.2%と最も多く、次いで「働いていなかった」と「取得した(取得中である)」が1.0%となっています。

育児休業については、職場で育児休業を取りにくい雰囲気があったり、制度自体がない場合もあり、企業に育児休業についての理解と、制度への取組みを働きかける必要があります。



(2) 育児休業取得後、職場に復帰しましたか

「育児休業取得後、職場に復帰した」が77.5%と最も多く、次いで「現在も育児休業中である」が12.5%、「育児休業中に離職した」が5.0%の順となっています。



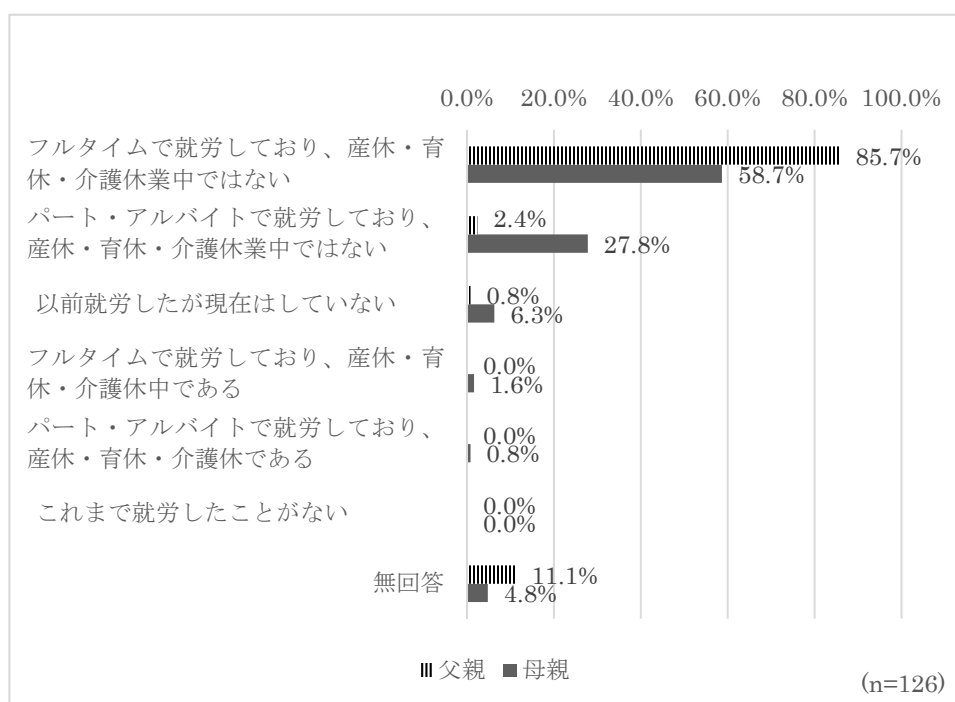
【小学校児童調査】

■保護者の就労状況について

(1) 母親・父親の現在の就労状況について

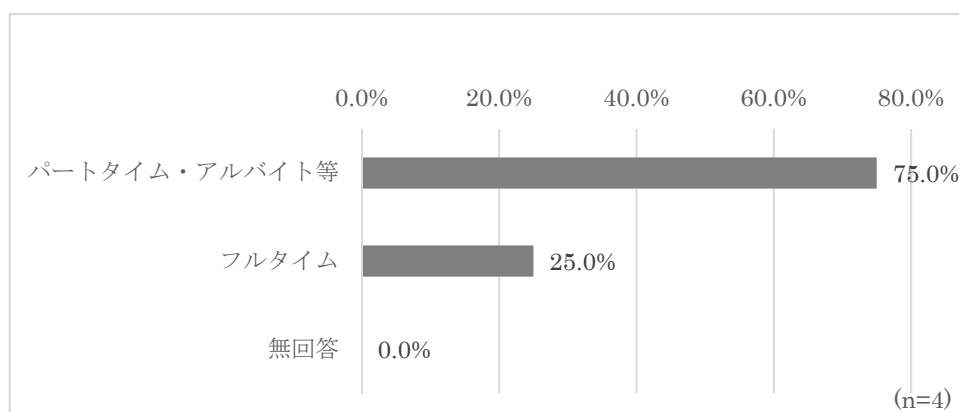
母親の就労状況については「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が58.7%と最も多くなっており、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が27.8%となっています。

父親の就労状況については「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が85.7%と大多数を占め最も多くなっています。



(2) 母親の希望する就業形態

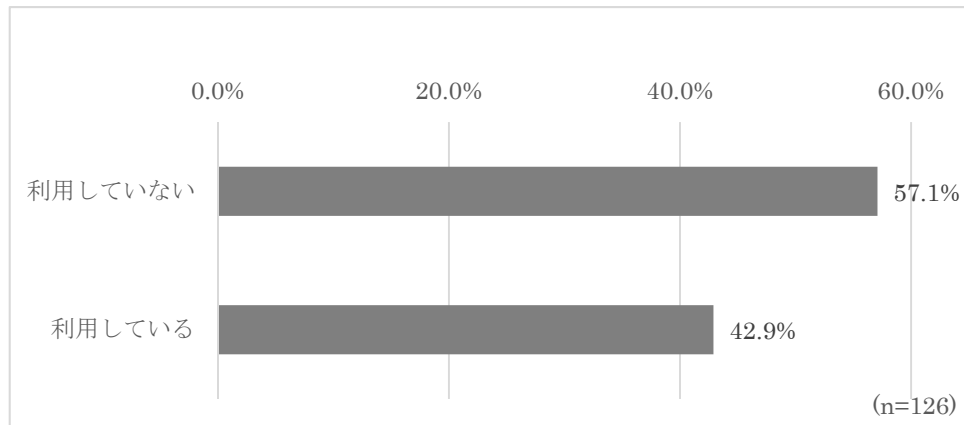
母親の希望する就労形態については「パートタイム・アルバイト等」が75.0%と最も多く、次いで「フルタイム」が25.0%となっています。



■地域の子育て支援事業の利用状況について

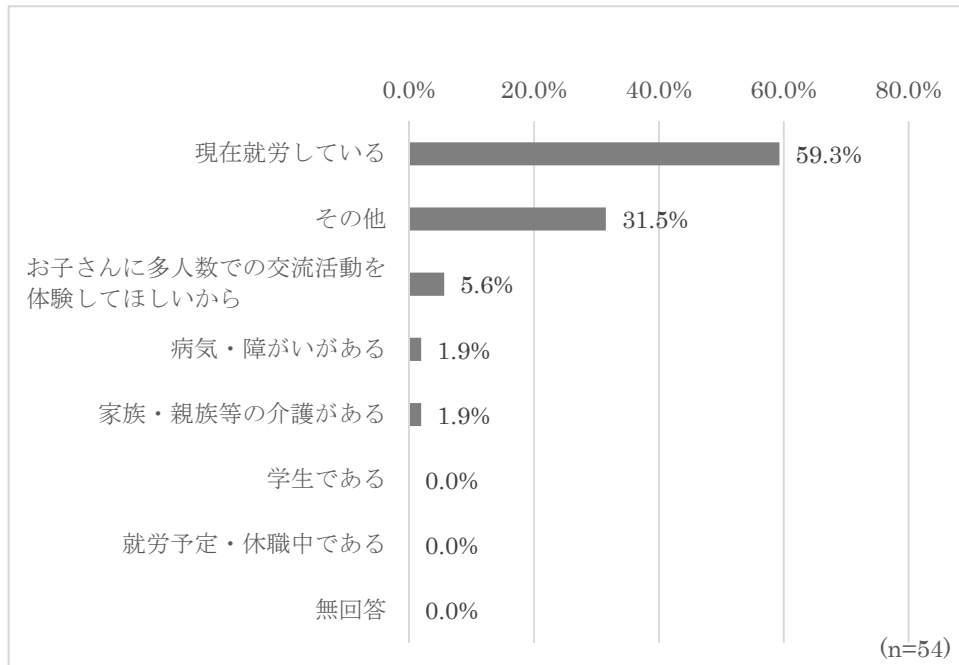
(1)現在、放課後子ども教室を利用していますか

「利用している」が42.9%「利用していない」が57.1%となっています。



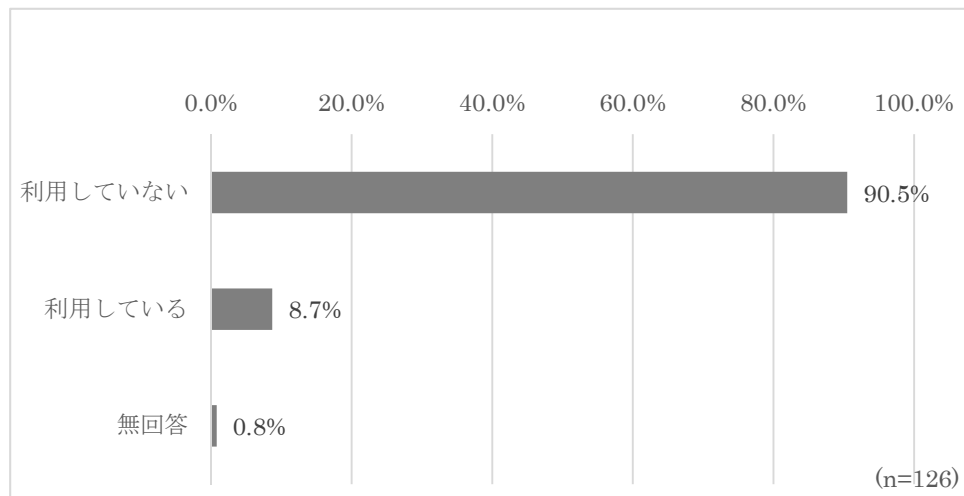
(2)放課後子ども教室を利用している理由について

「現在就労している」が59.3%と最も多く、次いで、「その他」が31.5%「お子さんに多人数での交流活動を体験してほしいから」が5.6%の順となっています。



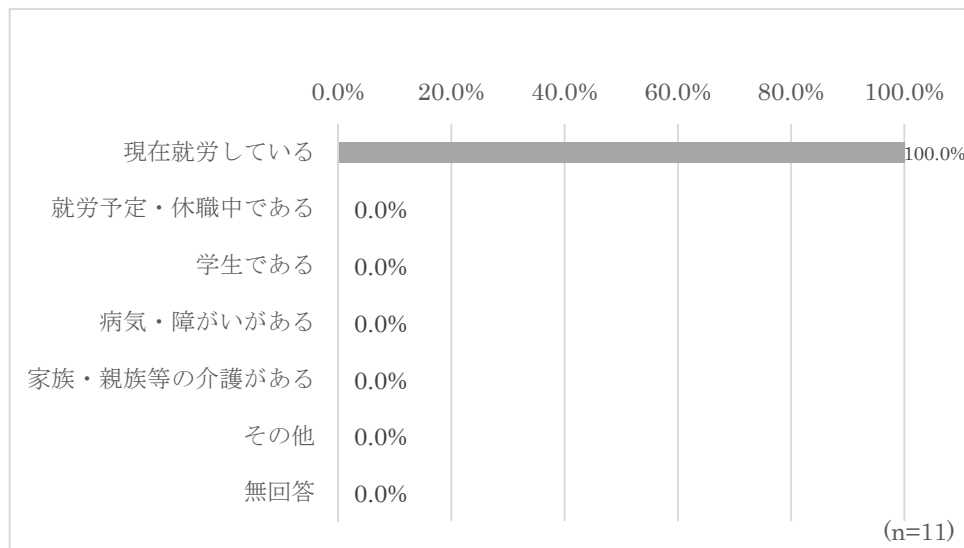
(3) 夏休み等、長期休暇中に赤名小学校で行う「児童クラブ」を利用していますか

「利用していない」が90.5%と大多数を占め、「利用している」はわずか8.7%となっています。



(4) 赤名小学校で行う「児童クラブ」を利用している理由について

「現在就労している」の理由が100.0%となっています。



第3章 飯南町次世代育成支援行動計画の総括

1 飯南町次世代育成支援行動計画の目標と施策



2 飯南町次世代育成支援行動計画の評価と課題

(1) 地域における子育ての支援

■核家族化の進展や共働き世帯の増加等といった家族形態の多様化に伴い、子育てに対する不安を持つ保護者が増加していることから、さらなる地域との交流による子育て支援が必要です。

■地域住民の子育てへの関心・理解を高めるため、地域全体での支援ネットワークづくりが必要です。本町では、来島保育所内に子育て支援センターを設置しており、センターを地域の子育てネットワークの拠点とした取組みを今後も推進する必要があります。

■通常保育に加え、延長保育や休日保育のニーズが高まっていることから、本町のニーズを踏まえ実施の方向で検討を行います。

■保護者のニーズに合わせた柔軟な対応を行うために、従事する職員の資質向上及び勤務体制の検討を行い、さらに充実した保育サービスを提供する必要があります。

■各種の子育て支援サービスの実地状況に関する情報提供について、多くの保護者が利用できるよう幅広く継続し周知していく必要があります。

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

■妊娠中及び出産後は心身の変化が著しく、不安を抱く保護者が増加しています。安心して妊娠・出産・子育てができるよう、各関係機関による相談及び指導体制の充実を行う必要があります。

■妊娠及び出産の過程において同世代の保護者同士による情報交流の場の拡充や定期的な利用を促進する支援が必要です。

■生活習慣や食生活の乱れが未だ課題となっており、子どもの健康増進に向けた施策の推進と地域交流による食育の推進が必要です。また、子どものみならず保護者への意識づけも含めた早期からの食育教育の推進が必要です。

■乳児期の転落、幼児期のやけど等の子どもの事故予防のための啓発を引き続き行っていく必要があります。

■本町では小児科・産婦人科が不足しているため、小児科は島根大学医学部から支援を受けていますが、外来日以外の対応及び救急の対応等が困難であるため、今後も引き続き医師確保に努めます。またドクターヘリの活用等、救急対応の体制確保に努めます。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

■今後さらに高度情報通信ネットワーク社会が進展していく中で、子どもの健全育成と非行防止のために、専門的立場から対処し、情報活用能力を身に付けさせる必要があります。また、子ども育成に関係する各所管部署の連携も必要となってきます。

■子どもの発育や成長に不安をもつ保護者が増加しているため、本町の子育て支援センターの相談等の支援のさらなる充実に努めます。

■学習支援のうち、特に特別支援教育については、子ども一人一人の障がいの状態に応じた学習環境の整備や人的措置の対応及び将来的自立を見据えた支援体制の検討が必要です。

■国や県が実施する学力調査等の結果から、本町の児童生徒は基礎的基本的な知識・技能の習得やそれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力の定着に課題があると言えます。その原因の一つには家庭学習時間の不足が挙げられます。保小中高が連携しながら子どもの発達の各段階での学習内容を精選し確実に身に付けさせるとともに、家庭学習の充実を図ることがさらに必要となります。

■豊かな感性やふるさとを愛する心、生きる力を育むため、本町の豊かな自然を活かした環境教育の推進が必要です。環境教育の授業づくりに係る教職員研修を充実させるとともに、学校・家庭・地域・関係諸機関との連携を支援するなど、指導者の育成と活動の場の確保に努めます。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

■本町では消防パトロールを実施して、夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の安全を図るため、防犯灯の適正な管理に努めています。今後も教育委員会、学校とともに防犯活動を継続的に実施していきます。

■平成 25 年度通学路整備事業により、市街地のカラー舗装 L=1000mを行いました。今後も継続して要対策箇所の点検・整備を進めていきます。

■人口減少、少子高齢化による過疎化が進行しているため、定住促進賃貸住宅の整備の推進を行っていますが、今後は建設予定地の確保、子育てに対して周辺住民の協力体制ができる住環境の維持に対してさらに支援を行い、子育てのしやすい住環境づくりを行っていく必要があります。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

■仕事と子育てを両立できるよう、子育て支援事業を推進するとともに、保護者のニーズに合わせた保育サービスの提供に努めます。

■多様な働き方を実現するために、講演会等の各共催事業を行いました。若年層の参加率が芳しくないため、さらなる啓発活動に努めます。

また、家庭等における男女共同参画意識を醸成する必要もあり、男女共同参画事業の推進も図っていきます。

(6) 子ども等の安全の確保

■高齢化率の高い本町においては、高齢の運転者も多く、子ども等の安全の確保のためにも交通安全啓発講習の実施等、交通事故防止対策が必要です。

■最近の多種多様な犯罪が起きている事実を鑑み、地域住民による防犯パトロールや見守り地域等の学校・保護者・地域一体となった取組みを行い、支援していくことが必要となります。

■いじめ等により被害を受けた子どもに対して、各関係機関と連携して取り組んでいますが、学校だけでなく家庭・地域・関係諸機関との連携を強化し、全町体制でのいじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた対策への支援及び促進を行っていきます。

(7) 要保護児童への対応等きめ細かな取組みの推進

■近年では全国的に親による子どもへの虐待が頻発し、深刻化・問題化しつつあります。こうした状況の中では、育てにくさを感じる保護者への関わりを図る等、虐待の早期発見・発生防止へ向けての体制が必要となります。また、事例が起きた場合の要保護児童に対する支援・対策の充実に努める必要があります。

■保健師だけではフォローしきれない場合もあるため、支援スタッフの整備等を行う必要があります。

■ひとり親家庭については、母子自立支援員を設置しており、今後も親子が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、適切な対応を実施していきます。

■障がいのある児童生徒の家庭に関しては、本人及び保護者の意志を尊重しながら、関係機関と連絡し対応しています。今後も、さらに連絡を密に行い、個々のケースに柔軟に対応していく必要があります。

■障がいのある子どもを持つ保護者の育児不安や悩みに対しては、相談体制の充実や情報提供の支援を行い、本人や保護者が安心して生活できる仕組みづくりを町全体で実現していく必要があります。

第4章 計画の基本的な考え

1 子ども・子育て支援事業計画の基本理念

本計画では、飯南町次世代育成支援行動計画の基本理念を引き継ぐものとしています。

次世代育成支援行動計画の理念を踏まえ、すべての子どもに良質な育成環境を保障し「みんなで育む子どもの笑顔 ―この町で子どもを育てたい―」という基本理念の実現を目指して計画に取り組んでいきます。

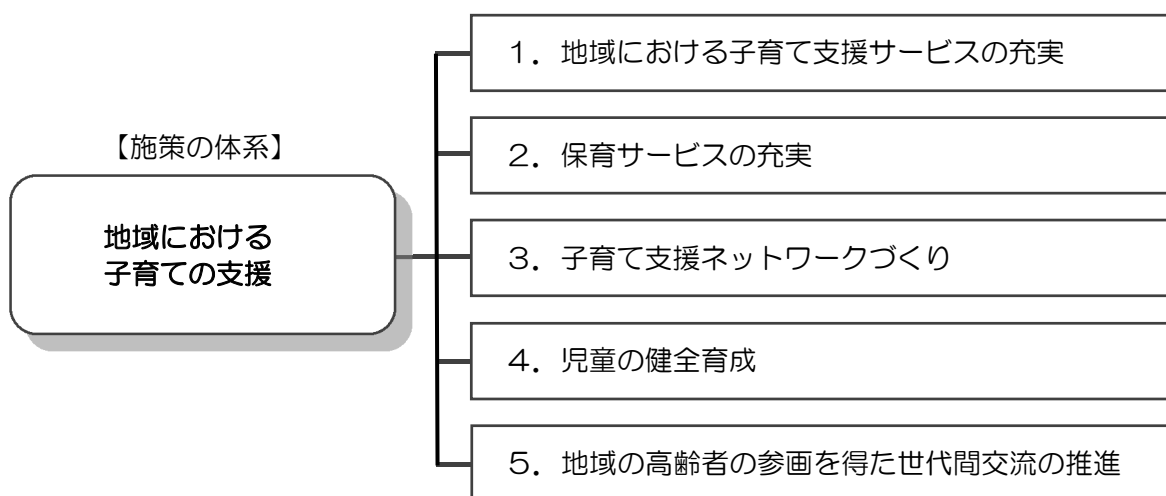
【基本理念】

みんなで育む子どもの笑顔
―この町で子どもを育てたい―

2 基本目標と分野別施策の展開

基本理念に基づいた、飯南町次世代育成支援行動計画を継承する基本目標と主要施策を示します。

目標1 地域における子育ての支援



施策1 地域における子育て支援サービスの充実

専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

本町では、平成14年7月に来島保育所に設けた子育て支援センターにおいて、相談等の体制を充実させることで、保護者の悩みの解消と地域を担う世代の育成を図っています。人材の確保と今後のニーズを勘案しながら、地域子育て支援センターの機能の拡充をするとともに、平成25年度開設のファミリーサポートセンターのまかせて会員の募集と育成もしていきます。

また、急な仕事が入った等の緊急的保育サービスとして一時保育業も実施しており、今後はニーズの動向と地域のバランスを勘案しながらより利用しやすい環境整備に努めます。

このほか、放課後に一定時間保育する学童保育及び長期休暇中に保護者が昼間いない児童を預かる児童クラブについて、継続的な実施に努めます。

これらの地域における多様な子育て支援サービスに関して多くの家庭が利用できるよう、児童保護者と行政、保育士による相談・情報提供の場を積極的に設定していきます。

施策2 保育サービスの充実

就労形態の多様化に伴い、誰もが利用しやすい保育サービスの提供を行うことが必要です。

本町では、延長保育については、一人で迎えを待つ児童の情緒面での影響のこともあり、できるだけ早い迎えについての理解をしてもらう啓発に努めながら、保育時間の拡充を図ります。また、ニーズが高まっている休日保育や病児保育に関しても検討を進めており、保護者のニーズの動向を見極めながら、保育サービスの充実を図ります。

こうした保育サービスや保育事業について、広報やホームページ等で情報提供を積極的に行い、利用者の拡大に努めます。

また、ニーズに応えた保育サービスの新設、既存のサービスの質の向上、安定した運営のための人材の確保・育成のために、今後も適切な指導・評価と研修・研究会への参加を促進し、子ども・子育て支援会議を通じた保育サービスの充実と効率的な運営等について検討します。

施策3 子育て支援ネットワークづくり

次世代を担う子どもたちを育成していくために、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを提供するとともに、地域全体で見守り、育てていく子育て支援ネットワークを構築していきます。

また、地域の子育て支援サービス等のネットワーク形成を促進し、様々な機会を利用して情報提供を行うことでサービスの利用拡大に努め、育児をとりまく問題点の共有を図り、地域全体で子育てを支えることができるよう働きかけていきます。

さらに、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、異世代の交流や地域内の連携、ネットワークコミュニティの醸成を図ります。

施策4 児童の健全育成

児童の健全育成を図るため、児童劇地域講演、明るいまちづくり事業、いきいき子ども活動、地域異世代交流等の継続的な活動を積極的に努めます。

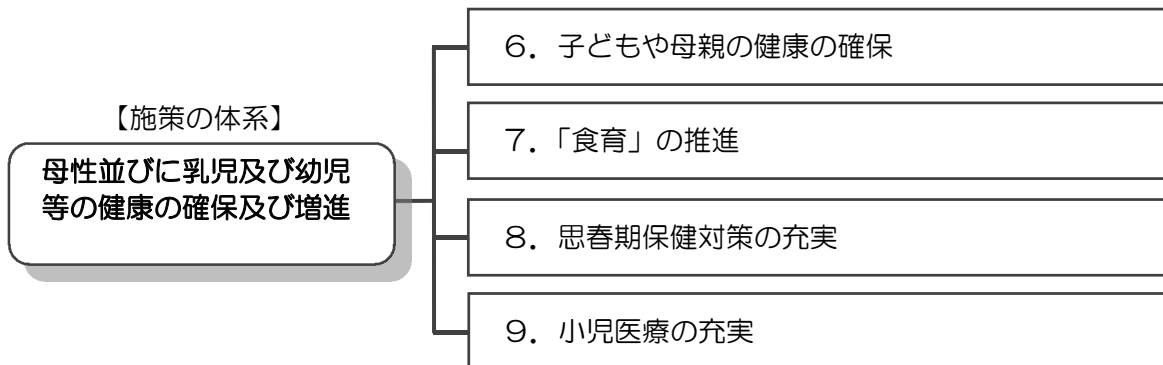
また、広報、啓発により、児童が健全に過ごすことができる活動の積極参加の促進を図り、地域と連携した活動を推進していきます。

施策5 地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進

子育て支援・保育サービスを実施するにあたり、保育所や老人会を通して地域の高齢者と子どもの世代間交流を図り、地域一体で子育てを行うコミュニティづくりを行っています。

今後も、子育て支援・保育サービス面での高齢者の参画について積極的に推進します。

目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進



施策6 子どもや母親の健康の確保

母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進を図るため、乳幼児健診時、新生児訪問時のおりに相談、指導、啓発を行っています。引き続き教育委員会、住民課も含めた関係機関と連携し、安心して子育てができる環境整備に努めます。

本町では、妊婦健診の助成回数の増加や保育所及び学校と連携した歯科保健の実施、乳児（4～5か月児、9～10か月児）健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の専門職による指導等の取組みを行い、保健指導体制の充実を図っています。今後は、これまでの取組みは継続して実施し、他事業との組み合わせによりさらに充実した指導体制となるよう調整に努めます。

また、子育てに悩みを抱える保護者の育児不安の解消や居場所の形成のために、乳幼児健診時の相談員の配置や子育て支援センターと連携した集いの広場「ほっと。cafe」の実施、子育て学習会等の開催等、相談・指導体制の充実を引き続き行います。

施策7 「食育」の推進

乳幼児期から「食」に対する正しい習慣を身に付けることで、「食」を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図る必要があります。

本町では、健康（まめ）なまちづくりの推進を目標に掲げ、保育所や学校での食生活指導を増やす等、子供たちが食育を学べる場の確保を継続して取り組んでいきます。

今後は、子育て支援センターと連携して開催している「離乳食教室」、「バランスのよい食事の調理実習の学習会」や栄養相談・改善指導を推進し、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を積極的に進め、保護者への意識づけの場の充実を図ります。

施策8 思春期保健対策の充実

本町では、平成 26 年度はこれまで実施していなかった学校、保育所でも島根県助産師会が行っている、いのちの学習を実施しており、今後は保健所とも連携を図って、地域における相談体制の充実を推進します。

また、生活習慣の改善と合わせたメディアが子どもに与える影響を理解する教育を推進します。

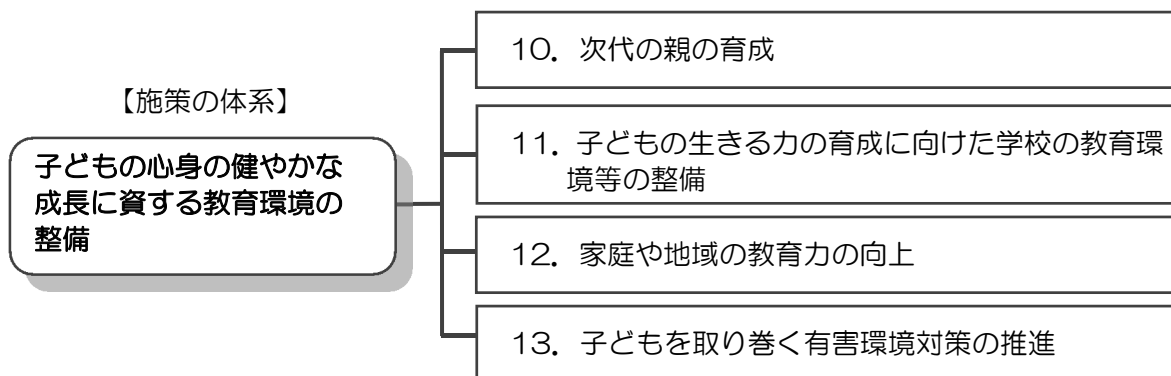
施策9 小児医療の充実

小児医療は、安心して出産、育児ができる環境の基盤となるものです。

本町では、島根大学医学部からの支援を継続して受けられるように要望していき、小児医療の充実・確保に取り組めます。

また、町内における医療機関の充実が求められることから、近隣の高次医療機関との連携を強化していくとともに、関係機関への働きかけを図り、子育て世代の安心生活の支援を行います。

目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備



施策10 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意識に関して、地域と連携して教育・広報・啓発に努めます。

また、子どもの発育や成長に不安をもつ保護者が増加しているため、子育て支援センターにおける相談等の体制を充実し、保護者の悩みの解消と地域を担う世代の育成を図ります。

施策11 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

子どもが社会でたくましく生き抜いていく力を育てるため、地域、事業者、関係団体等と連携し、学校の教育環境等の整備に努めます。

学力向上の面では、各校の授業改善や学級集団づくりに向けた指導支援のほか、学力調査の分析等を経年比較で行い、結果をフィードバックしながら町全体の学力向上を図っていきます。

また、町では学力向上に向けたきめ細かで多様な学習を実現するためにICT教育（学校教育の場に情報通信技術（ICT）を活用すること）を取り入れており、今後は、これまで導入したICT機器（デジタル教科書等）のさらなる活用の推進に努めます。

特に、タブレット型パソコンの効果的な活用の在り方について授業を通して研究を進め、発表や討論などのコミュニケーションを基盤とした児童生徒の学びあいを図ります。

また、特別な支援を必要とする児童生徒については、一人一人の教育的ニーズに応じた支援、人的措置や学級の増設、保小中高連携の促進、専門家や教職員等で組織する教育支援委員会等を通じた支援の検討など、より早期からの適切な支援の実現の検討を図ります。

施策 12 家庭や地域の教育力の向上

学校や家庭、地域と連携し、家庭や地域における教育力を総合的に高め、地域全体で子育てを行えるような環境を整えます。

町では、これまで取り組んできたふるさと教育、理科・環境教育、キャリア教育を「スターサイエンス・ラボ事業」として包括し、保育所・学校・家庭・地域との協働体制を深めながら取り組んでいきます。また、講演会や親学プログラムの実施、公民館と連携した各種活動の工夫等、多様な立場の人々が対話を通して子育てについて考える場をつくります。

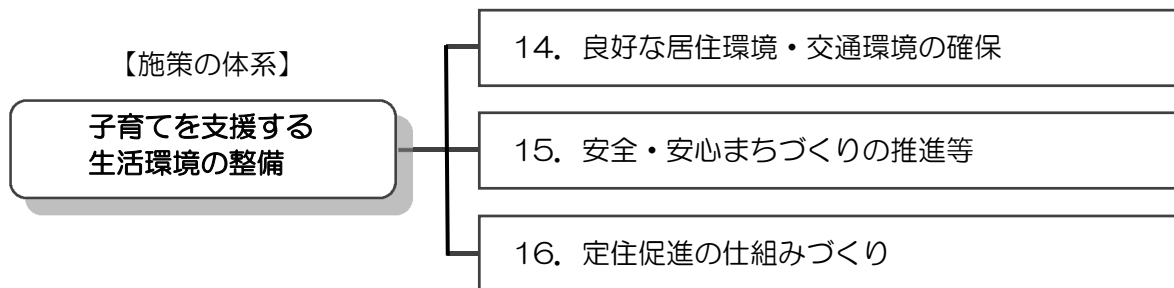
このほか、学校の教職員に対して、ふるさと教育の研修会（町内の施設、工場等の見学）等の地域における子育てに関連した様々な活動への参加を呼びかけ実施するとともに、夏期休業中を利用した子ども関係者の研修会、教育を語る会（講演会）への参加を周知し、実施します。

施策 13 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現在、インターネット等情報メディアの普及による誹謗中傷のいじめ等、子どもの心身に対する悪影響が懸念されています。

そのため、情報モラル教育の研修、県教育委員会及び関係機関と連携した学校ネットパトロール事業を継続して実施し、新たな問題が発生していないか定点監視の実施に努めます。

目標4 子育てを支援する生活環境の整備



施策 14 良好な居住環境・交通環境の確保

若者や子どもの住みやすい住宅の環境整備や、子ども、保護者等が安全・安心に通行できる道路交通の環境整備に努めます。

町では、平成 25 年度通学路整備事業により、市街地のカラー舗装を実施していますが、町内小学校区については、引き続き通学路を整備していきます。

施策 15 安全・安心まちづくりの推進等

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、設置してある防犯灯の適切な管理を行うとともに、各小学校に通学路の点検の実施を行います。

防犯灯については修理・管理を行っていますが、増設の予定はありません。防犯の観点からも増設の要望もあり、移設も視野に入れながら対応を図ります。

また、妊産婦、乳幼児連れの人等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進するとともに、子どもの安全な遊び場の確保を図ります。

今後も、町民の防犯意識等を向上し、消防団によるこども見守り隊等、家庭、学校、地域の連携による地域ぐるみでの防犯活動の推進を図ります。

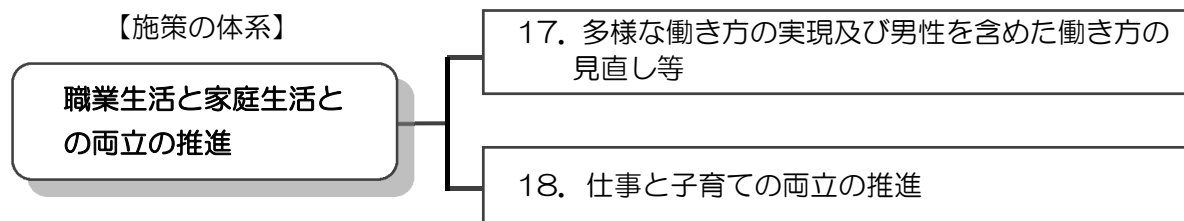
施策 16 定住促進の仕組みづくり

子育てコミュニティの形成と維持について、プロジェクト飯南を中心に調査を行っており、既存コミュニティの維持における課題整理と支援、モデル事業の立ち上げを推進しています。

若者定住住宅としては、H25 に野萱、H26 に志津見（各4戸）に地域優良賃貸住宅の整備を行い、定住促進賃貸住宅（H25 までで7戸建設済み）の推進によって若者世代の住環境整備に取り組んでいます。

今後も、子育てしやすい生活環境を整備していくため、定住促進の仕組みづくりを行い、子育てコミュニティの形成に努めます。

目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進



施策 17 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

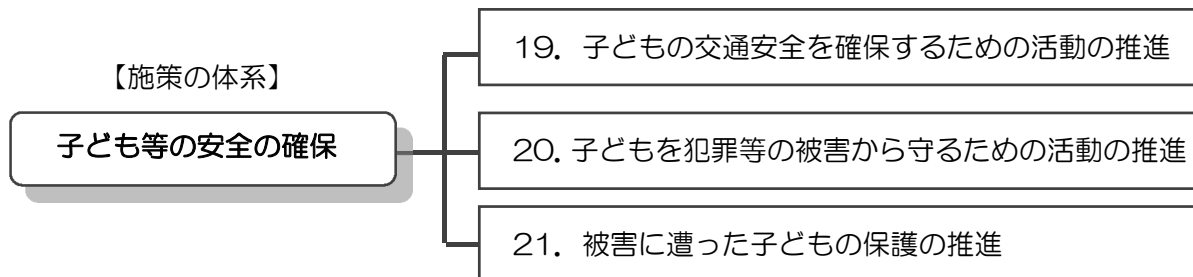
町では、年間計5回の事業協力により、自分磨きをすることによって男女共同参画への理解を深める機会提供を行ってきました。

これからも各種講演会、研修講座を開催する等、啓発活動に努め、あわせて住民団体へのサポートを行います。

施策 18 仕事と子育ての両立の推進

保育料の減免・土曜全日保育の開始等により、仕事と子育ての両立を町では推進してきました。また、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備や職場への意識啓発、情報提供等によって、今後も積極的に仕事と子育ての両立の推進を図っていきます。

目標6 子ども等の安全の確保



施策 19 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

町では、交通安全活動として、全国交通安全運動でのパレードの実施、啓発のぼりの設置、啓発看板の設置、カーブミラー設置等を行っています。

また、チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を行うとともに、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めています。

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。

施策 20 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを見守るため、朝の登校等において民生児童委員等による立ち番を遂行してもらっています。

また、地域住民による子ども防犯パトロール隊（通称：青パト隊）を結成し、定期的に連絡会や安全講習会を開催します。

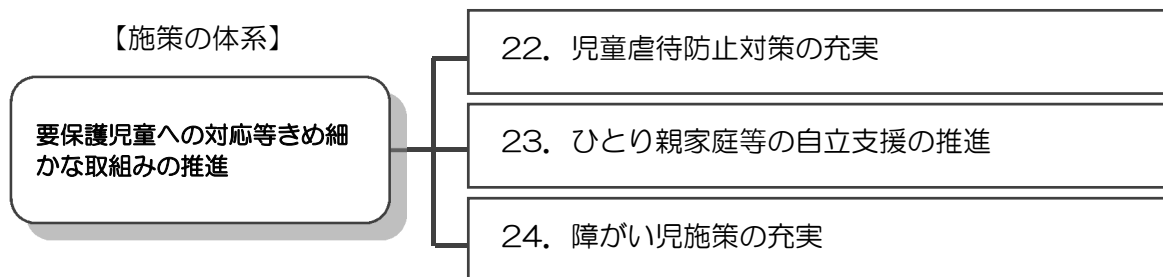
今後は、将来の隊員の減少も懸念されることから、保護者も含め、広く隊員を募集していきます。

施策 21 被害に遭った子どもの保護の推進

児童相談所や学校との連携により、いじめや児童虐待により被害を受けた子どもに対して、学校での事実確認や相談所における保護措置、本町で依頼、委嘱しているスクールカウンセラーによるカウンセリングを随時行っていきます。

今後も県と連携しながら、町立学校の設置者として、いじめの問題等に対して、学校への適切な情報提供、指導・支援を図ります。

目標7 要保護児童への対応等きめ細かな取組みの推進



施策 22 児童虐待防止対策の充実

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止しすべての児童の健全な心身の成長を促していくために、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を図ります。

平成 26 年度からは、保健福祉課において産後うつものスクリーニングを行い、産後早期からのメンタル支援にも力を入れています。

虐待の早期発見・早期対応として、母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制の整備や、要保護児童対策地域協議会を中心とした虐待防止のネットワークの強化等、総合的な親と子の心の健康づくり対策を今後も推進します。

施策 23 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策及び経済的支援策等について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、母子家庭だけではなく、父子家庭も含め、総合的な対策を適切に実施していきます。

施策 24 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査を推進します。

個々のケースによっては支援の場の不足により、町内で対応できない場合もあり、児童にとっても保護者にとっても負担が大きいため、保護者の育児不安への支援も図っていきます。

また、障がいをもつ児童への発達支援やその保護者への情報提供・支援を行うとともに、専門機関との連携により、ニーズがあれば常時受け入れる体制を整え、障がい児保育や夏休みや放課後時の支援を実施します。

3 子ども・子育て支援の意義

計画を推進するにあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の子ども・子育て支援の意義を踏まえ「子どもの最善の利益」の実現される社会を目指します。

また、全ての子どもや子育て家庭（障がい、疾病、虐待、貧困等社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含む）を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

【子どもの育ちに関する理念】

乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障します。

【子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義】

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を行います。

妊娠、出産期を含め、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。

【社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割】

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

第5章 子ども・子育て支援サービスの見込み量

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件等地域の実情に応じて総合的に勘案し、需要の指標となる量の見込やその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが「子ども・子育て支援法」に定められています。

本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	町内全域	本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（1～2歳）		
3号認定（0歳）		
地域子ども・子育て支援事業	提供区域	区域設定の考え方
時間外保育事業（延長保育事業）	町内全域	現状の提供体制及び利用状況を踏まえ、町内全域とする。
子育て短期支援事業（ショートステイ）		町内全域とする。
放課後児童健全育成事業		現状の提供体制及び利用状況を踏まえ、町内全域とする。
地域子育て支援拠点事業		町内全域とする。
一時預かり事業		現状の提供体制及び利用状況を踏まえ、町内全域とする。
病児・病後児保育事業		町内全域とする。
ファミリーサポートセンター事業		町内全域とする。
妊婦健診事業		現状どおり、町内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業		現状どおり、町内全域とする。
養育支援訪問事業		現状どおり、町内全域とする。
利用者支援に関する事業（新規）		町内全域とする。
実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）		町内全域とする。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）		町内全域とする。

2 教育・保育提供体制の確保

(1) 教育・保育施設の量の見込み（需要量及び確保の方策）

子ども・子育て支援サービスの見込み量については、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を、ニーズ調査結果をもとに、飯南町に居住する子どもの「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域に、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)及び地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

①教育・保育施設及び事業

教育・保育施設及び地域型保育事業	算出対象 児童年齢
1号認定（認定こども園及び幼稚園）＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2号認定①（幼稚園）＜共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭＞	3～5歳
2号認定②（認定こども園及び保育所）＜共働き家庭＞	3～5歳
3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育事業）＜共働き家庭＞	0～2歳

②需要量と確保の方策

平成 27 年度		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
見込量合計(必要利用定員総数)①		3人	0人	97人	21人	38人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設	必要に応じて 検討	0人	120人	20人	60人
	地域型保育事業		0人	0人	0人	0人
	合計②	0人	0人	120人	20人	60人
過不足		②－①＝	0人	23人	▲1人	22人

平成 28 年度		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
見込量合計(必要利用定員総数)①		2人	0人	89人	20人	43人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設	必要に応じて 検討	0人	120人	20人	60人
	地域型保育事業		0人	0人	0人	0人
	合計②	0人	0人	120人	20人	60人
過不足		②－①＝	0人	31人	0人	17人

平成 29 年度		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
見込量合計(必要利用定員総数)①		2人	0人	99人	20人	41人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設	必要に応じて 検討	0人	120人	20人	60人
	地域型保育事業		0人	0人	0人	0人
	合計②	0人	0人	120人	20人	60人
過不足		②-①=	0人	21人	0人	19人

平成 30 年度		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
見込量合計(必要利用定員総数)①		2人	0人	80人	19人	40人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設	必要に応じて 検討	0人	120人	20人	60人
	地域型保育事業		0人	0人	0人	0人
	合計②	0人	0人	120人	20人	60人
過不足		②-①=	0人	40人	1人	20人

平成 31 年度		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
見込量合計(必要利用定員総数)①		2人	0人	81人	20人	39人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設	必要に応じて 検討	0人	120人	20人	60人
	地域型保育事業		0人	0人	0人	0人
	合計②	0人	0人	120人	20人	60人
過不足		②-①=	0人	39人	0人	21人

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要量及び確保の方策）

教育・保育提供区域に、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査等をもとに、町に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域に、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

そして、地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図るための13事業の基本的な施策の方向を示します。

①時間外保育事業（延長保育事業）

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	25 人	24 人	23 人	22 人	22 人
②確保方策	25 人	25 人	25 人	25 人	25 人
②－①＝	0 人	1 人	2 人	3 人	3 人

②子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

短期入所生活援助（ショートステイ）事業は、保護者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が夫の暴力により緊急に一時保護する場合に、児童等を児童養護施設等で一時的に保護するものです。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。現状新規参入予定の事業者もないためこの事業については想定しておらず、見込み量を0人としております。

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②確保方策	必要に応じて検討	必要に応じて検討	必要に応じて検討	必要に応じて検討	必要に応じて検討
②－①＝	0 人回/月	0 人回/月	0 人回/月	0 人回/月	0 人回/月
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②確保方策	必要に応じて検討	必要に応じて検討	必要に応じて検討	必要に応じて検討	必要に応じて検討
②－①＝	0 人回/月	0 人回/月	0 人回/月	0 人回/月	0 人回/月
合計	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②確保方策	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②－①＝	0 人回/月	0 人回/月	0 人回/月	0 人回/月	0 人回/月

※放課後子ども教室事業（「放課後子ども総合プラン」関連記載事項）

児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を計画的に整備していくことが必要とされています。本町では、現在、放課後支援事業として放課後子ども教室のみ実施しています。今後の整備については、児童数や保護者等のニーズを踏まえ、必要に応じて検討していきます。当面の間、本町では上記③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に代わり、当事業を実施していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	80 人	80 人	80 人	80 人	80 人
整備状況	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
整備計画	必要に応じて検討	必要に応じて検討	必要に応じて検討	必要に応じて検討	必要に応じて検討

また、放課後児童クラブとの連携は、放課後児童クラブの整備に応じて、一体型又は連携型により実施できるよう関係部局と調整を行います。

④地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業で、地域子育て支援センターでの各種事業等が該当します。

人回/月	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	143 人回	150 人回	147 人回	141 人回	141 人回
②確保方策 (要望に応じて対応)	40 人回	40 人回	40 人回	40 人回	40 人回
②-①=	▲103 人回	▲110 人回	▲107 人回	▲101 人回	▲101 人回

⑤一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）1号認定

幼稚園において通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②-①=	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）2号認定

幼稚園において通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②-①=	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

一時預かり事業（幼稚園における預かり保育以外の一時預かり）

通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、幼稚園以外の施設で不定期に利用する場合の事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	252 人日	244 人日	228 人日	220 人日	255 人日
②確保方策 (状況に応じて対応)	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日
②-①=	▲172 人日	▲164 人日	▲148 人日	▲140 人日	▲175 人日

⑥病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	299 人日	290 人日	271 人日	261 人日	267 人日
②確保方策	280 人日	280 人日	280 人日	280 人日	280 人日
②-①=	▲19 人日	▲10 人日	9 人日	19 人日	13 人日

⑦ファミリーサポートセンター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②確保方策	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
②-①=	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②確保方策	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
②-①=	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
合計	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②確保方策	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日
②-①=	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日

妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

回数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	20 人/年	20 人/年	20 人/年	20 人/年	20 人/年
②確保方策	20 人/年	20 人/年	20 人/年	20 人/年	20 人/年
②－①＝	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年

⑨乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる世帯全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	23 人	23 人	23 人	23 人	23 人
②確保方策	23 人	23 人	23 人	23 人	23 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

⑩養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3 件	3 件	3 件	3 件	3 件
②確保方策	3 件	3 件	3 件	3 件	3 件
②－①＝	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

⑪利用者支援事業（新規）

子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と支援の提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行う事業です。

今後、事業を実施できるよう体制づくりに努めます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部又は一部を、所得に応じて助成する事業です。

今後、事業を実施できるよう体制づくりに努めます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業です。

今後、事業を実施できるよう体制づくりに努めます。

3 教育・保育施設の一体的提供の推進

本町では、幼児期における子ども一人一人の育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供できるよう努めます。

質の高い教育・保育の一体的な提供にあたっては、保護者の就労の有無にかかわらず地域の子どもや家庭が利用できる施設である認定こども園への移行検討をはじめとして、保育所等を通じて育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるようにします。

4 教育・保育の質の向上へ向けた取組み

教育・保育の質の向上を図るため、保育所間の人事異動や職員配置基準の検討を行うとともに、保育士の研修等を推進し、教育・保育の一体的な提供の推進に向けての相互理解に努めます。

また、保育所においては、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領等についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて、関係者の相互理解や異なる施設相互の連携を強化しつつ、町内の施設全体として、教育・保育の連続性・一貫性の確保に努めます。

5 安心して子育てができる環境づくりをめざして

■安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

安心して子どもを産み、育てるために、母子ともに健康な子育て環境の充実や、子育てを取り巻く生活環境の整備を促進するとともに、障がいのある子どもを養育している家庭やひとり親家庭、児童虐待の疑いのある家庭等の特別な支援を必要とする家庭への支援等、子育て世代が安心して生活でき、子育てができる環境づくりに取り組みます。

■子どもが健康でたくましく育つ環境づくり

次代の親が子育てに喜びを感じ、子育てに真剣に取り組めるよう、次代の親の育成、生き抜く力の育成に向けた学校教育環境等の整備を行う等、子どもの心身の健やかでたくましい成長に資する教育環境づくり、また、地域の人々との交流や実際に体験する機会を持つことで、自ら学ぶ環境づくり等、子どもたちが健やかにたくましく育つ環境づくりに取り組みます。

■子どもや母親の健康の確保

幼児期だけではなく、妊娠期や出産期等を通じて母子の健康が確保されるよう関係機関と綿密な連携を図り、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

■子ども等の安全の確保

関係機関と連携し、犯罪に関する情報の提供や情報の交換、パトロール活動の推進、防犯講習の実施、防犯ボランティア活動の支援等を行います。また、学校等の安全を確保するための方策を研究するとともに、地域の方に協力してもらえようシステムづくりを推進し、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

■各種経済支援施策の推進

子育て家庭に対して、児童手当、児童扶養手当等、各種経済支援を行い、制度の周知を徹底するとともに申請手続きの勧奨を促していきます。また、保育料に関しては近隣市町の保育料を鑑み、軽減率の見直しと各階層の均衡化を検討します。

6 ワークライフバランスの実現へ向けての取組み

日々の生活の中で仕事上の責任を果たすことは大切ですが、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持つことができる、健康で豊かな生活ができるよう、社会全体で仕事と生活の双方の調和（ワークライフバランス）の実現をしていかなければなりません。

ワークライフバランスの考え方の普及に努め、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しの推進による子育ての両立を支援するとともに、町内で活躍する様々な子育て支援グループや施設間のネットワークを強化し互いに連携することで、保護者がひとりで悩みを抱え込むことがないように、地域における子育て活動を積極的に支援する等、子育てと子育てを支える環境づくりに取り組めます。

また、働いている全ての人々が、仕事と生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう促すために、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境を作ることが大切です。

事業所においては、育児休業や短時間勤務等の柔軟な働き方ができる制度を利用しやすい環境の整備を促していきます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

■庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策にかかわる関係部局が連携・協力し横断的な取組みを積極的に進めます。

■地域における取組みや活動との連携

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療等の関係機関・団体等による活動を核とし、またNPO等子育て支援団体の育成を図りながら、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

2 計画の点検・評価・改善

■子ども・子育て会議の運営

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

■計画の公表、町民意見の反映

町ホームページ等を活用し、本計画に基づく取組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、町民への浸透を図ります。また、あらゆる機会に町民意見を把握し、町民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

